

総務委員会議案説明資料

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

件 名	頁
1 第 1 0 8 号議案 足立区長等の給料の特例に関する条例	2
2 第 1 0 9 号議案 防災センター等機器賃借（映像系）について	5

(総 務 部)

第 1 0 8 号議案説明資料

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

件 名	足立区長等の給料の特例に関する条例						
所管部課名	総務部 総務課、建築室 住宅課						
内 容	1 概要 高齢者集合住宅（シルバーピア）は、低額な家賃で入居でき、高齢者が生活しやすいよう手すりや緊急通報装置などが設置され生活相談等も受けることができる「住み慣れた地域で安心して暮らせる公営賃貸住宅」である。「足立区高齢者住宅緊急通報システム事故調査報告書」により、高齢者集合住宅における緊急通報装置（生活サイクル警報機）が、発報しない状態に設定され、令和５年度に４か月間以上機能停止となっていたことが明らかになった。高齢者が安心して暮らせるとした住宅において、このような事態を発生させたことで、居住者に不安感を与え、対外的にも不信感を抱かせることになった。 このことを重く受け止め、区長、第二副区長がその責任と陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、特別職の給与を減額する。 2 内容 区長、第二副区長の給料月額を次のとおり減額する。 <table><tr><td>区長・・・・・・・・・・</td><td>令和７年１１月分</td><td>２０％</td></tr><tr><td>第二副区長・・・・・・・・</td><td>令和７年１１月分</td><td>１０％</td></tr></table> 3 条例案 別紙のとおり 4 施行年月日 この条例は、令和７年１１月１日から施行し、令和７年１１月３０日限り、その効力を失う。 5 今後の方針 今後同様の事態が発生しないよう、施設管理業務の適正な執行に努める。	区長・・・・・・・・・・	令和７年１１月分	２０％	第二副区長・・・・・・・・	令和７年１１月分	１０％
区長・・・・・・・・・・	令和７年１１月分	２０％					
第二副区長・・・・・・・・	令和７年１１月分	１０％					

第 1 0 8 号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号。以下「給料条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、給料条例別表第 1 に掲げる区長の給料月額からその 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を減じて得た額とし、足立区副区長の担任事項及び区長の職務代理の順序に関する規則（平成 2 9 年足立区規則第 1 8 号）第 2 条第 1 項の表に掲げる第二副区長である副区長の給料の月額は、給料条例別表第 1 に掲げる副区長の給料月額からその 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、給料条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第 4 号）第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第 2 条 前条の規定により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和 7 年 1 1 月 3 0 日限り、その効力を失う。

(提案理由)

区長及び第二副区長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 1 0 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

件 名	防災センター等機器賃借（映像系）について																
所管部課名	総務部 契約課、危機管理部 災害対策課																
内 容	1 契約の相手方	みずほ東芝リース株式会社 代表取締役 西山 隆憲 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号															
	2 契 約 金 額	2 1 9 , 9 1 2 , 0 0 0 円（落札率 7 8 . 2 2 %）															
	3 契 約 番 号	7 足総契契第 0 2 2 3 2 2 号															
	4 履 行 期 限	令和 1 3 年 3 月 3 1 日															
	5 履 行 場 所	災害対策課指定場所															
	6 契 約 内 容	現行防災センター等の機器は、平成 2 6 年度に導入後 1 1 年間経過しており、近年、老朽化により映像モニタが映らない等不具合が頻発している。機器メーカーによる保守・修繕で対応してきたが、部品の製造が終了したことにより修繕が不可となったため、これまでと同様の機器を新たに賃借する。 (1) 契約金額内訳（詳細は別紙 1 参照） <table><tr><td></td><td>項目</td><td>金額内訳</td></tr><tr><td>ア</td><td>防災センター等什器（※）賃借料</td><td>31, 438, 440円</td></tr><tr><td>イ</td><td>防災センター等機器賃借料</td><td>133, 228, 920円</td></tr><tr><td>ウ</td><td>その他経費（リース終了後撤去費用等）</td><td>55, 244, 640円</td></tr><tr><td colspan="2">総額（契約金額）</td><td>219, 912, 000円</td></tr></table> ※ 什器とは、スライディングウォールや机など機器以外の備品類の総称である。 (2) 機器・什器設置図面（概要版） 別紙 2、3 参照 (3) 新規導入システム概要 別紙 4 参照 (4) 機器及び什器の耐用年数 ア 什器類（会議用テーブル、スライディングウォールなど）・・・8 年 イ 機器類（LEDディスプレイ、電子黒板など）・・・・・・・・・・5 年		項目	金額内訳	ア	防災センター等什器（※）賃借料	31, 438, 440円	イ	防災センター等機器賃借料	133, 228, 920円	ウ	その他経費（リース終了後撤去費用等）	55, 244, 640円	総額（契約金額）		219, 912, 000円
		項目	金額内訳														
	ア	防災センター等什器（※）賃借料	31, 438, 440円														
	イ	防災センター等機器賃借料	133, 228, 920円														
	ウ	その他経費（リース終了後撤去費用等）	55, 244, 640円														
総額（契約金額）		219, 912, 000円															
7 そ の 他	(1) 入札日・開札日 令和 7 年 9 月 2 4 日 ※ 本件は、令和 7 年 8 月 2 0 日に入札を行ったが、不調となったため、再入札を行った。 (2) 入札方法 指名競争入札 (3) 指名業者 1 0 者																

	入札 2 者 辞退 6 者 ※ 主な辞退理由 自社都合のため 不参加 2 者 (4) 仮契約年月日 令和 7 年 1 0 月 1 日 (5) 予定価格 2 8 1, 1 6 0, 0 0 0 円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。 ※ 本事業はリース契約ではあるが賃借期間終了後は所有権が区に帰属する防災センター等に設置する什器の予定価格が 3 千万円以上であるため、議案を提出する。
--	--

ア 防災センター等什器一覧（議決に付すべき総額 3 千万円以上の財産）

No.	設置場所	什器名	別紙2図面 別紙3図面	概要	数量
1	南館7階 防災センター	会議用吸音ボード	①	防災センタースペースを分割できるように防音用つい立てを設置する。	17 台
2		ホワイトボードシート	②		2 枚
3		操作卓	③	水位計システム、災害情報システム等の情報を確認できるPCを設置する。	3 台
4		操作員用椅子	④		4 脚
5		会議用テーブル	⑤		22 台
6		会議用椅子	⑥		62 脚
7		スライディングウォール	⑧	執務室と防災センターを仕切り、防音性および機密性を確保する可動式の間仕切り。	1 台
8		壁面収納棚	⑨		13 台
9		タイルカーペット		現在使用しているタイルカーペットが経年劣化しているため、床全面の張替を実施する。	264 m ²
10		カウンターテーブル		コンセント付の小型の可搬型テーブル	1 台
11		区内大型地図		発災時の情報集約ツールとして配備。平時の際は空いているスペースに収納を想定。	1 枚
12		移動式型コンセント		移動式コンセントを配備することで、発災時の机・機器の配置変更を柔軟に対応可能にする。	3 台
(1)【南館7階防災センター】小計（税込）26,968,260円					
13	中央館8階 特別会議室	操作卓	①	LEDディスプレイや天井カメラ等を操作するためのPCを設置する。	1 台
14		演台	②		1 台
15		会議用椅子	③	現在使用している椅子のうち、旧型が8脚のみ残っているため、入替を実施。	8 脚
16		マイク収納棚	④		1 台
17		タイルカーペット		現在使用しているタイルカーペットが経年劣化しているため、床全面の張替を実施する。	160 m ²
(2)【中央館8階特別会議室】小計（税込）4,470,180円					
(1)+(2)合計（税込）31,438,440円					

【備考】
全ての什器について、賃借期間終了後に所有権が区に帰属する。

イ 防災センター等機器一覧(主なもの)

No.	設置場所	什器名	別紙2図面 別紙3図面	概要	数量
1	南館7階 防災センター	LEDディスプレイ (135インチ)	❶	LEDパネルモジュールを組み合わせて大型画面での投影を実現する物である。	3 面
2		電子黒板	❷	タッチパネルモニター、可搬型スタンド、電子ペン、内蔵PCで構成される装置である。	3 台
3		電子作戦台	❸	災害対応の作戦を検討するための各種映像情報を画面上に複数表示し、情報の共有、検討の支援を行う装置である。	1 台
4		その他39種		システムコントローラ、天井スピーカー等	
(1)【南館7階防災センター】小計（税込）76,008,240円					
5	中央館8階 特別会議室	LEDディスプレイ (162インチ)	❶	LEDパネルモジュールを組み合わせて大型画面での投影を実現する物である。	2 面
6		電子黒板	❷	タッチパネルモニター、可搬型スタンド、電子ペン、内蔵PCで構成される装置である。	1 台
7		天井カメラ	❹	災害対応時の記録を行うためのカメラである。	1 台
8		その他26種		ワイヤレスマイク、オーディオレコーダー等	
(2)【中央館8階特別会議室】小計（税込）57,220,680円					
(1)+(2)【機器】合計（税込）133,228,920円					

ウ その他経費(リース終了後撤去費用等)

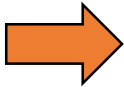
その他経費[リース終了後撤去費用等]	合計（税込）55,244,640円
--------------------	-------------------

契約金額合計額

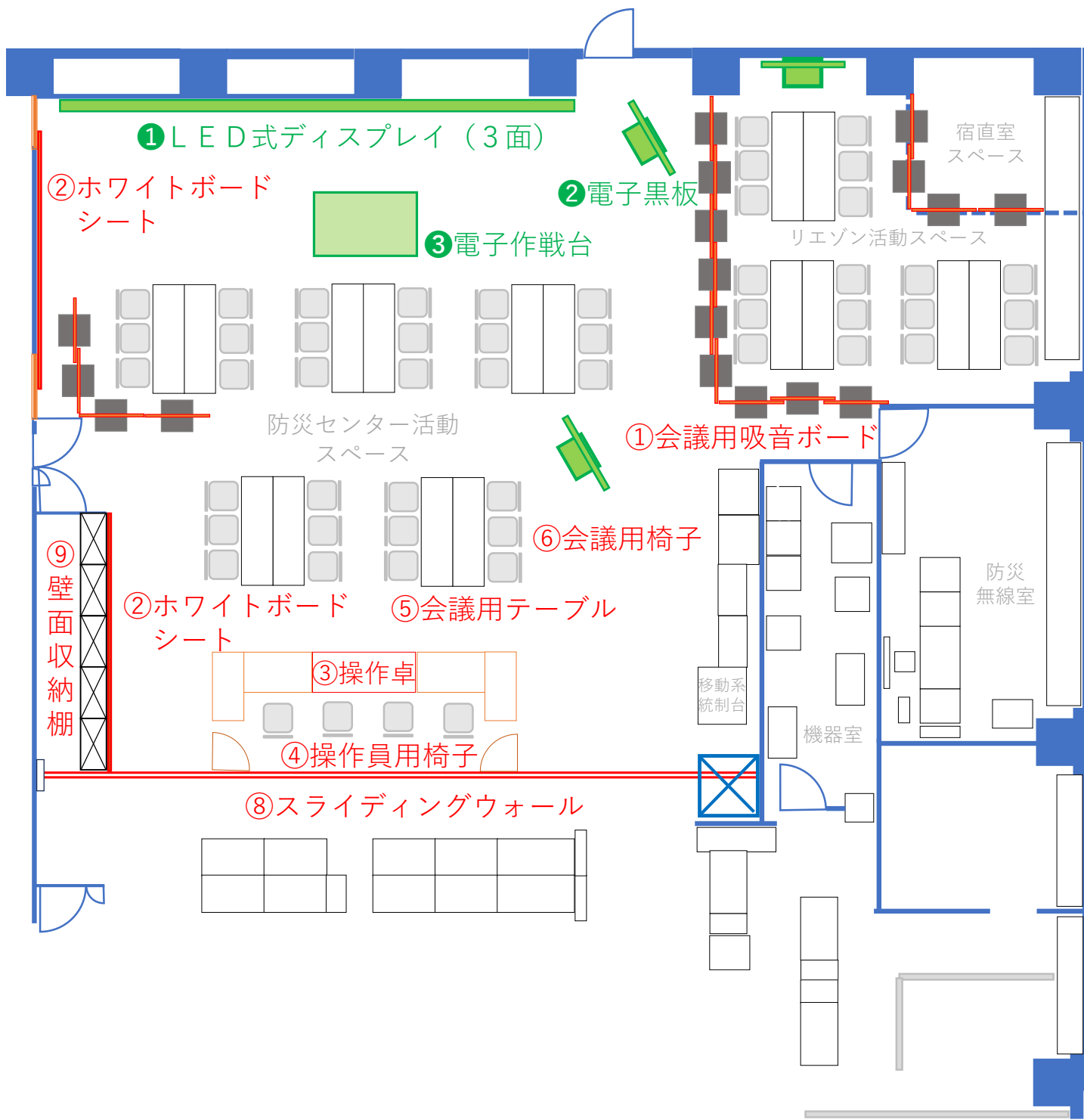
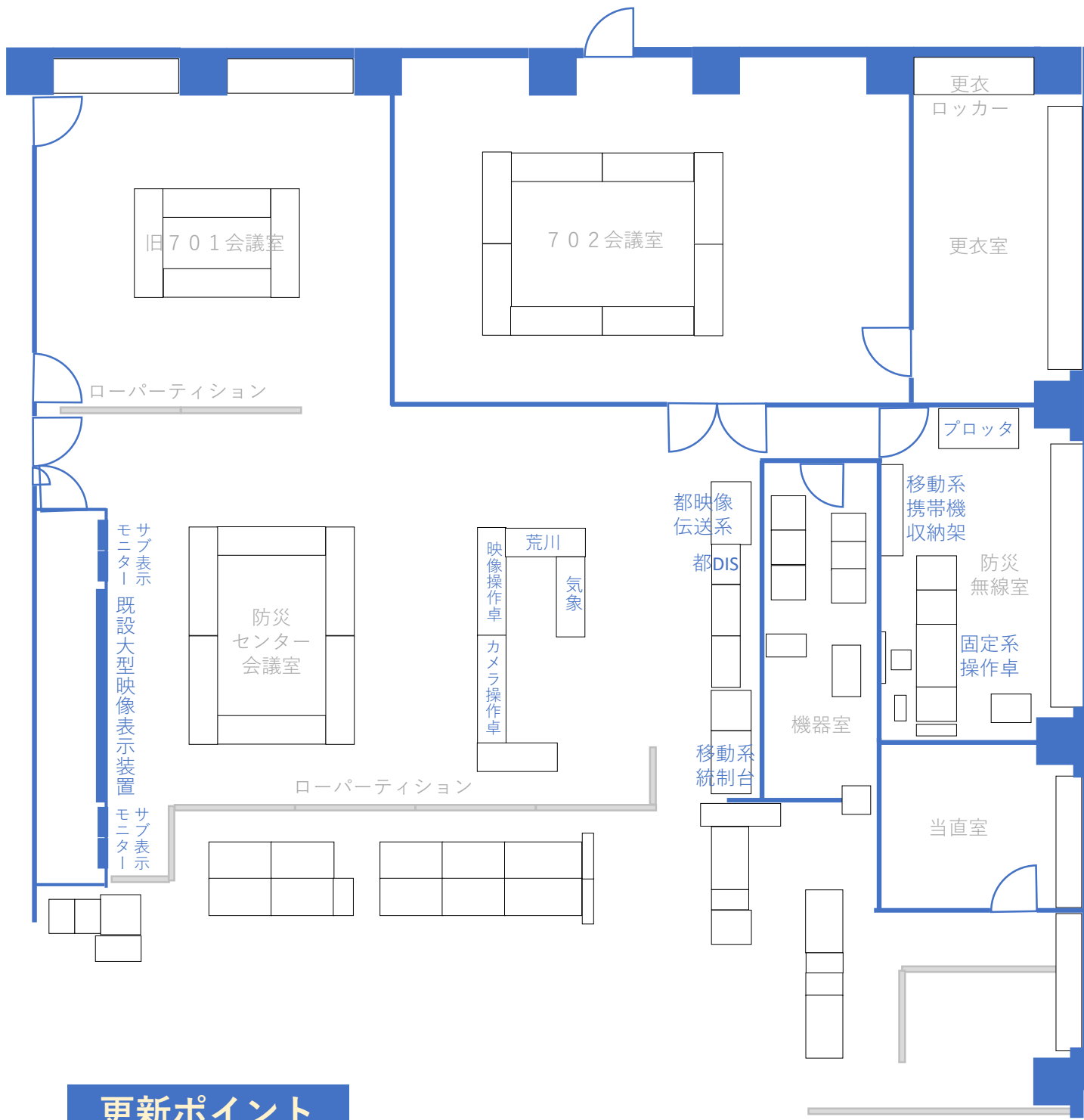
ア	防災センター等什器一覧賃借料合計（税込）	31,438,440円
イ	防災センター等機器賃借料合計（税込）	133,228,920円
ウ	その他経費[リース終了後撤去費用等]（税込）	55,244,640円
合計額（税込み）219,912,000円		

南館 7 階防災センター図面（概要版）

現状レイアウト



更新後レイアウト（R8.4.1～）

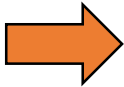
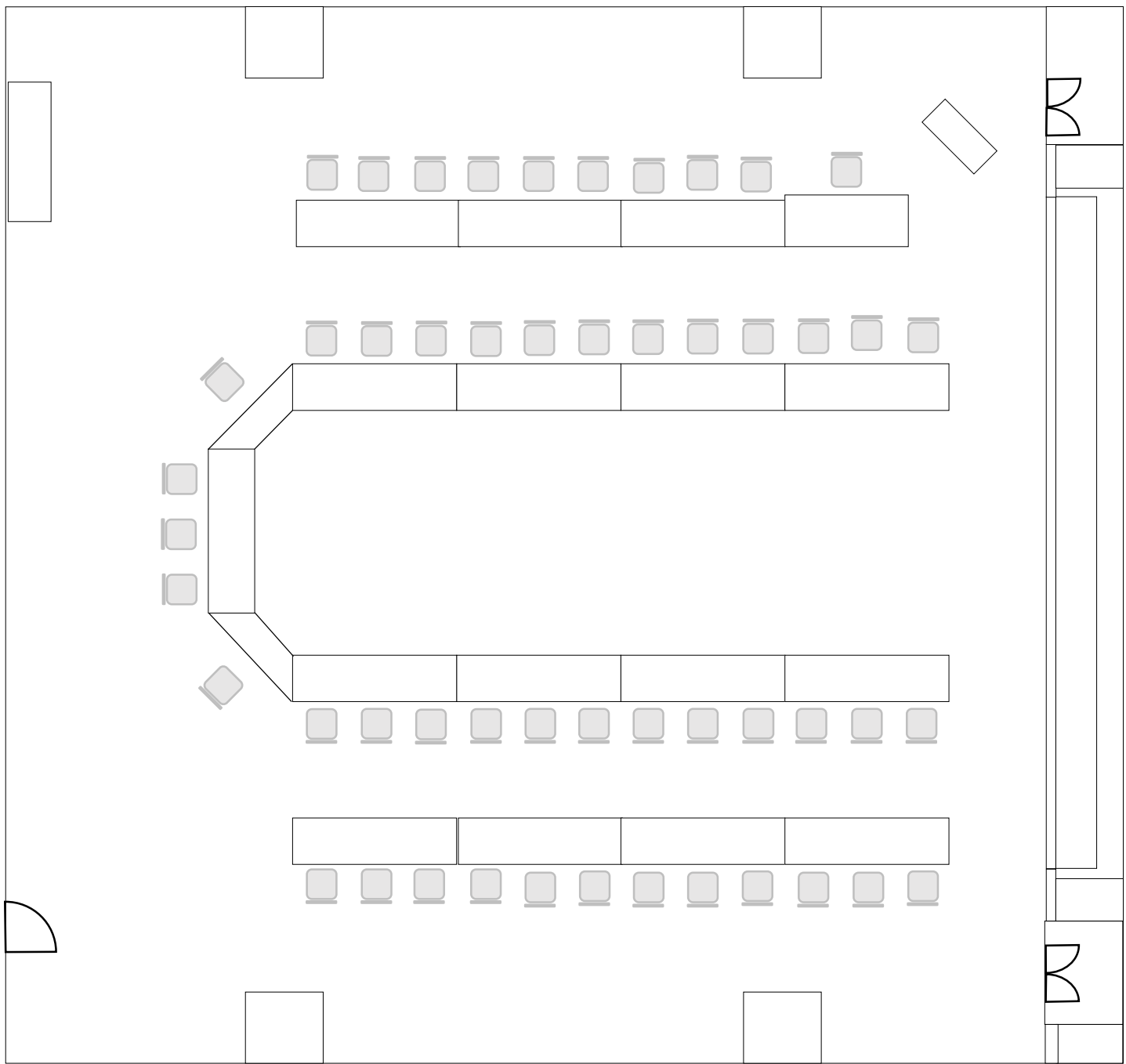


更新ポイント

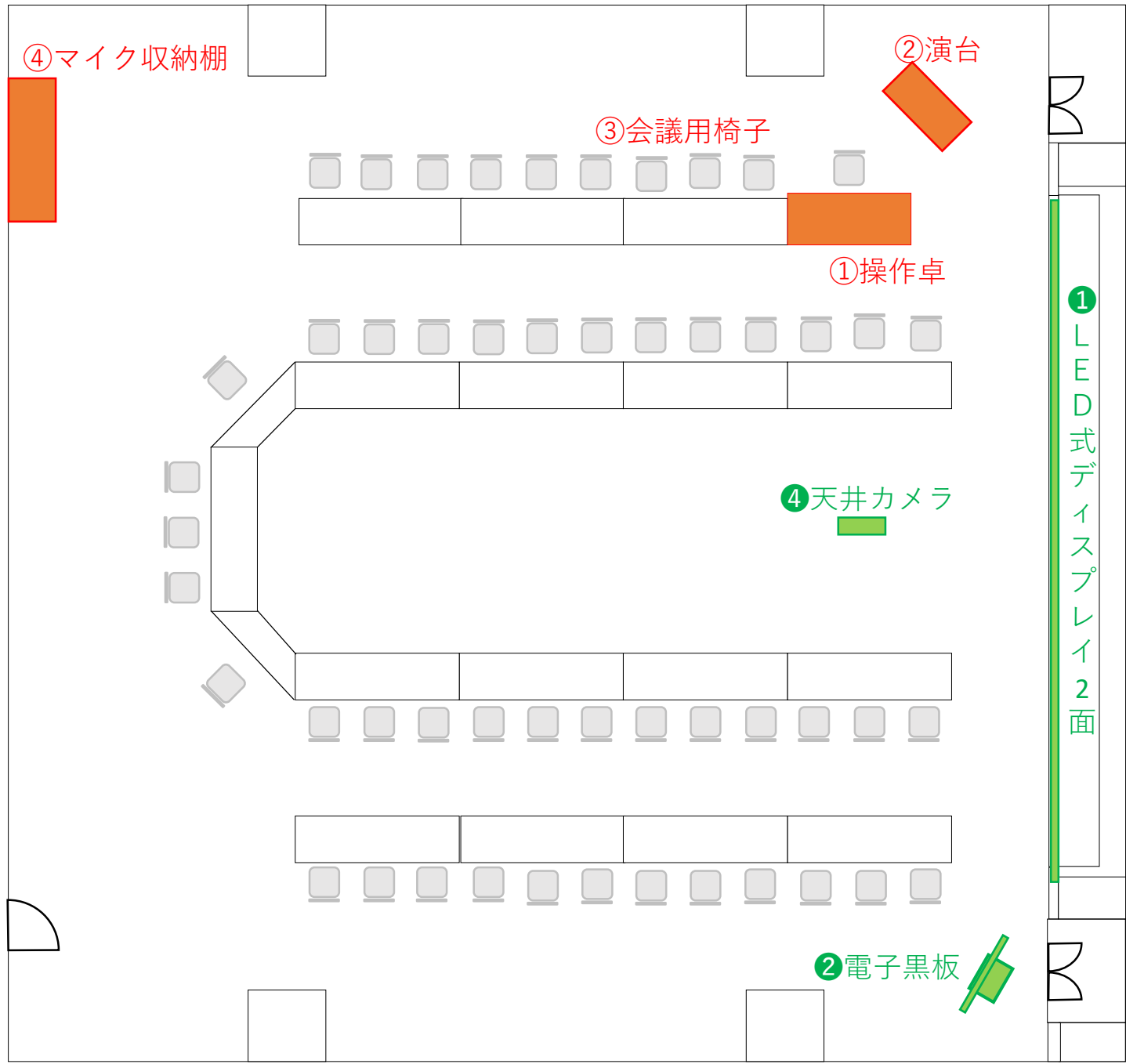
- ① レイアウト変更によるスペース確保により、職員増員への対応及び作業スペース確保による作業効率の向上。
- ② 大型LEDモニタ(135インチ×3面)及び電子黒板(65型)による視認性び情報共有環境の向上。
- ③ 電子作戦台(別紙参照)導入による資料共有の効率化、意思決定の迅速化を推進。

中央館 8 階特別会議室レイアウト図面（概要版）

現状レイアウト



更新後レイアウト（R8.4.1～）



更新ポイント

- ①大型LEDモニタ（162型）及び電子黒板（65型）による視認性び情報共有環境の向上。
- ②WEB会議利用時に、話者を自動追尾するカメラと会議参加者の発言内容が明瞭に伝達することができる機器を導入する。

1. 電子作戦台（南館7階防災センターに設置）

災害時の情報集約と共有、情報連携を直感的な操作で支援

災害時の情報集約・分析



大型モニタ等への簡易連携



（連携モニタイメージ）

- ・ 各種情報のハブとして活用
- ・ データをイメージで管理
- ・ 複数人で操作可能
- ・ タブレット端末同等の操作性
- ・ 平時は電子黒板として活用



電子作戦台
（ELMO Board）



モニタは角度調節可能

直感的な操作と情報共有



導入実績

- ・ 東京都港区役所
- ・ 東京都品川区役所
- ・ 福岡県福岡市役所
- ・ 埼玉県さいたま市消防本部
- ・ 福島県いわき市消防本部
- ・ 群馬県庁
- ・ 広島県庁 他多数

2. 映像表示装置

① 大型LEDモニタ（南館7階防災センターに設置）

- ・ 133インチ×3面の大型LEDモニタ。
- ・ 発色が良く、紫外線による劣化に強く、耐久性も高い。
- ・ モニタはユニット構成のため、故障時の影響が低く、職員でも容易に交換が可能。



（新防災センターイメージ）

② 電子黒板 （南館7階防災センター、中央館8階特別会議室設置）

- ・ 65型モニタ×3台。
- ・ 災害時等は大型LEDモニタの補助モニタ等として利用、通常時は職員用パソコン等と接続して会議用モニタとして活用。
- ・ カメラ／マイクを装備することで関係各所とのWEB会議用モニタとして利用。



サブモニタとして利用

職員用パソコンと接続

WEB会議運用